第3章 民主政治と社会のあり方

第8講・政治の仕組み

国会の働き

ポイント1 国会の主な仕事

＿＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

国会の仕事	日本国憲法
法律の制定（立法） └ 法律案を審議し，決議・制定すること	第59条
条約の承認（しょうにん）	第61条
憲法改正の発議	第96条
予算の審議（しんぎ）・議決	第60条
国政調査権 └ 国の政治が正常に行われているかを調べる権利	第62条
内閣総理大臣の指名	第67条
内閣不信任の決議	第69条
弾劾（だんがい）裁判所の設置 └ 裁判官が適任かどうかを判断する場	第64条

ポイント2 法律ができるまでの流れ

＿＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

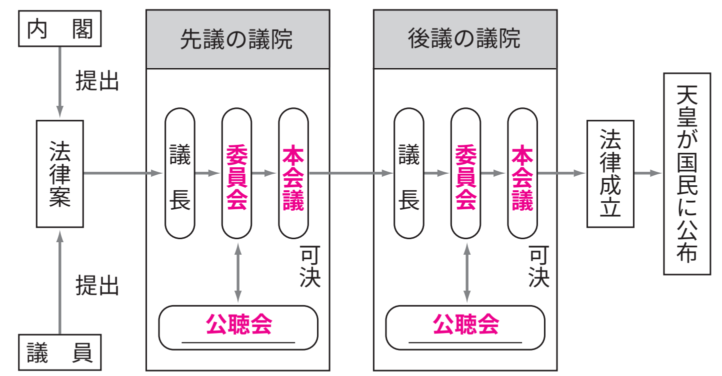

・法律案は両議院のどちらへ先に提出してもよい

　　閣法　　　：内閣が提出する法案など

　　議員立法　：国会議員が提出する法案など

衆議院と参議院の議決が異なる場合には　**両院協議会**　が開かれることがある

ポイント3 衆議院の優越

＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

① **衆議院の優越が認められている理由**

衆議院は参議院よりも任期が短く　**解散**　もあるため，国民の意思をより強く反映していると考えられているから

② **衆議院の優越**　**が認められていること**

優越事項	内容	結果
法律案の議決	・衆議院で可決，参議院で否決後，衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再可決 ・衆議院で可決後，参議院が60日以内に議決しない場合	法律となる
予算の議決 条約の承認	・衆議院と参議院が異なる議決をし，両院協議会でも不一致の場合 ・衆議院で可決後，参議院が30日以内に議決しない場合	衆議院の議決が国会の議決となる
内閣総理大臣の指名	・衆議院と参議院が異なる議決をし，両院協議会でも不一致の場合 ・衆議院の指名後，参議院が10日以内に議決しない場合	衆議院の議決が国会の議決となる
予算の先議	・予算は衆議院が先に審議する	
内閣不信任の決議	・内閣不信任決議は衆議院のみができる	

確認テスト

次の問いに答えなさい。

(1) 国会の働きの中で，国の政治が正常に行われているかを調べる権利を何というか。　国政調査権

(2) 国会の働きの中で，裁判官が適任かどうかを判断する場のことを何というか。　弾劾裁判所

(3) 国会の働きの中で，法律案を審議し，決議・制定することを何というか。　立法

(4) 衆参両院の決議が異なった場合に行われることがある，二つの院の意見を調整する会を何というか。　両院協議会